

巨瀬川流域治水推進会議 規約

(設置)

第1条 本会議は、「巨瀬川流域治水推進会議」(以下「会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会議は、令和5年7月の豪雨に対し、巨瀬川流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体の水害、土砂災害等に対して、再度災害を防止し、強靱な地域づくりに向かうための方策について、関係者で議論し、流域治水対策(ハード対策、ソフト対策)を計画し、推進する。

(会議の構成)

第3条 会議は、別紙1の職にある者をもって構成する。

- 2 会議の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、会議構成員の同意を得て、必要に応じて別紙1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を会議に求めることができる。

(会議の実施事項)

第4条 会議は、次の各号に掲げる事項を実施。

- 2 令和5年7月の豪雨の出水状況、巨瀬川流域の被害状況の共有。
- 3 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「巨瀬川流域治水プロジェクト」を検討し策定。
- 4 今後の気候変動による外力の増大に対してもあわせて検討。
- 5 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、会議に諮り、非公開とすることができる。

(会議資料等の公表)

第6条 会議に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、会議の了解を得て公表しないものとする。

- 2 会議の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 会議の円滑な推進のための事務局を置く。

- 2 事務局は、筑後川河川事務所流域治水企画室、福岡県土整備部河川整備課に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、会議で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和5年8月28日から施行する。
本規約は、令和5年11月15日から施行する。

別紙Ⅰ 巨瀬川流域治水推進会議 名簿

- ・久留米市 副市長
総合政策部 理事
総務部 防災対策担当部長
農政部 部長
都市建設部 部長
田主丸総合支所 支所長
北野総合支所 支所長
- ・うきは市 副市長
市長公室長
市民協働推進課長
農林振興課長
建設課長
建設課参事
- ・福岡県 総務部 防災危機管理局 防災企画課長
消防防災指導課長
農林水産部 農山漁村振興課長
農村森林整備課長
林業振興課長
朝倉農林事務所長
県土整備部 道路維持課長
河川管理課長
河川整備課長
砂防課長
久留米県土整備事務所長
建築都市部 都市計画課長
下水道課長
建築指導課長
教育庁 教育総務部 施設課長
- ・農林水産省 九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所 企画課長
- ・林野庁 九州森林管理局 福岡森林管理署 森林土木指導官
- ・気象庁 福岡管区气象台 気象防災部 予報課長
- ・国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 技術副所長
流域治水課長
片ノ瀬出張所長
- ・学識経験者 九州大学名誉教授 小松利光

(オブザーバー)

- ・九州旅客鉄道株式会社 鉄道事業本部 工務部工事課長
- ・事務局 筑後川河川事務所 流域治水企画室
福岡県 県土整備部 河川整備課